鈴木室内装飾　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和３年７月２日～令和６年６月３０日までの　３年間

２．内容

目標１：令和３年９月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）

＜対策＞

●令和３年７月～　社員へのアンケート調査、検討開始

●令和３年９月～　制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標２：年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間　７日以上とする。

＜対策＞

●令和３年７月～　年次有給休暇の取得状況を把握する

●令和３年１０月～　計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に１回行う

●令和３年１０月～　各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

●令和４年４月～　社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標３：令和３年１０月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

＜対策＞

●令和３年８月～　社員へのアンケート調査

●令和３年９月～　各部署毎に問題点の検討

●令和３年１０月～　ノー残業デーの実施

管理職への研修（年４回）及び社内広報誌による社員への周知

目標 ４：令和３年１０月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

●令和３年７月～　社員へのアンケート調査、検討開始

●令和３年１０月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標５：週１日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入する。

＜対策＞

●令和３年７月～　社内検討委員会を設置

●令和３年９月～　在宅勤務の内容や対象について検討

●令和３年１０月～試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討